

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日  
の間に生まれた男性を対象に実施する風し  
んの抗体検査及び予防接種法第 5 条第 1 項  
の規定に基づく風しんの第 5 期の定期接種  
の実施に向けた手引き(暫定版)

2019 年 2 月 1 日

厚生労働省健康局

(本手引きの第 1 版は、改めて発出予定)

## 目 次

|                                    |        |
|------------------------------------|--------|
| 前書き 風しんの追加的対策について                  | - 4 -  |
| はじめに                               | - 4 -  |
| 風しんの追加的対策の趣旨及び内容                   | - 4 -  |
| 風しんの追加的対策の目標                       | - 5 -  |
| 風しんの追加的対策の見直し                      | - 6 -  |
| 第1章 風しんの抗体検査について                   | - 7 -  |
| 概要                                 | - 7 -  |
| 1-1 対象者                            | - 7 -  |
| 1-1-1 事業開始当初のクーポン券発行対象者の確定         | - 10 - |
| 1-1-2 2020年度以降のクーポン券発行対象者の確定       | - 10 - |
| 1-2 実施内容                           | - 10 - |
| 第2章 予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種 | - 11 - |
| 概要                                 | - 11 - |
| 2-1 対象者                            | - 11 - |
| 2-2 実施方法                           | - 11 - |
| 第3章 集合契約による実施体制の整備                 | - 12 - |
| 概要                                 | - 12 - |
| 3-1 集合契約の締結方法について                  | - 12 - |
| 3-1-1 集合契約の条件について                  | - 12 - |
| 3-1-2 集合契約のパターン                    | - 12 - |
| 3-2 市区町村から見た集合契約の相手方について           | - 14 - |
| 3-3 集合契約の締結に向けた手順                  | - 14 - |
| 3-4 集合契約の締結に必要な注意点                 | - 14 - |
| 3-5 契約内容について                       | - 15 - |
| 3-5-1 集合契約に用いる契約書                  | - 15 - |
| 3-5-2 契約単価の設定                      | - 15 - |
| 3-5-3 個人情報の保護                      | - 15 - |
| 3-5-4 スケジュール                       | - 15 - |
| 第4章 具体的な運用の流れについて                  | - 16 - |
| 概要                                 | - 16 - |
| 4-1 風しんの抗体検査で使用するクーポン券及び受診票について    | - 17 - |
| 4-1-1 定義                           | - 17 - |
| 4-1-2 クーポン券及び受診票の主な役割・目的           | - 17 - |
| 4-1-3 クーポン券及び受診票の様式                | - 17 - |
| 4-1-4 クーポン券の発券時期・有効期限              | - 20 - |
| 4-1-5 対象者への送付                      | - 21 - |
| 4-1-6 実施機関窓口での取扱い                  | - 21 - |
| 4-1-7 クーポン券・受診票の情報管理・登録            | - 21 - |
| 4-2 風しんの第5期の定期接種の予診票等について          | - 22 - |
| 4-2-1 定義                           | - 22 - |

|       |  |        |
|-------|--|--------|
| 4-2-2 | クーポン券及び予診票の主な役割・目的                             | - 22 - |
| 4-2-3 | クーポン券及び予診票の様式                                  | - 22 - |
| 4-2-4 | 発券時期・有効期限(共通)                                  | - 24 - |
| 4-2-5 | 対象者への送付  | - 24 - |
| 4-2-6 | 実施機関窓口での取扱い                                    | - 24 - |
| 4-2-7 | クーポン券・予診票の情報管理・登録(共通)                          | - 24 - |
| 4-3   | 風しんの抗体検査の機会(場)について                             | - 24 - |
| 4-3-1 | 医療機関における抗体検査                                   | - 24 - |
| 4-3-2 | 特定健診の機会を活用した抗体検査                               | - 25 - |
| 4-3-3 | 事業所健診の機会を活用した抗体検査                              | - 26 - |
| 4-4   | 実施機関から対象者への結果の通知等について                          | - 27 - |
| 4-4-1 | 実施機関から通知する内容について                               | - 28 - |
| 4-4-2 | 実施機関から結果を通知する方法について                            | - 28 - |
| 4-4-3 | 結果を通知する際の留意点について                               | - 29 - |
| 4-5   | 風しんの第5期の定期接種の実施について                            | - 29 - |
| 4-5-1 | 医療機関等における予防接種                                  | - 29 - |
| 4-5-2 | 定期接種実施要領                                       | - 29 - |
| 4-6   | 請求・決済事務について                                    | - 30 - |
| 4-6-1 | 請求・決済事務の概要                                     | - 30 - |
| 4-6-2 | 請求・決済の頻度                                       | - 31 - |
| 4-7   | (参考)対象者から見た実施方法(例)                             | - 31 - |
| 4-7-1 | 医療機関において風しんの抗体検査を受検する場合                        | - 31 - |
| 4-7-2 | 特定健診において風しんの抗体検査を受検する場合                        | - 32 - |
| 4-7-3 | 事業所健診において風しんの抗体検査を受検する場合                       | - 32 - |
| 第5章   | 風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の実施状況の把握              | - 35 - |
|       | 概要   | - 35 - |
| 5-1   | 市区町村への風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の<br>実施状況の提供    | - 35 - |
| 5-1-1 | 基本的な手順   | - 35 - |
| 5-1-2 | その他の手順   | - 35 - |
| 5-1-3 | 市区町村間の検査結果の提供                                  | - 35 - |
| 5-2   | 風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の実施状況に関する<br>情報の保管・活用 | - 36 - |
| 5-2-1 | 情報の適切な保管                                       | - 36 - |
| 5-2-2 | 保管年限と保管後の取扱い                                   | - 36 - |
| 5-3   | 風しんの追加的対策の効果を検証するための実績報告の内容及び<br>報告時期について      | - 37 - |

|        |                     |
|--------|---------------------|
| 付属資料1  | 定期接種実施要領            |
| 付属資料2  | 集合契約における標準的な契約書の例   |
| 付属資料3  | 委任状の例               |
| 付属資料4  | 委託元市区町村一覧表の例        |
| 付属資料5  | 実施機関一覧表の例           |
| 付属資料6  | 請求総括表               |
| 付属資料7  | 個人情報取扱注意事項の例        |
| 付属資料8  | 風しんの抗体検査受診票         |
| 付属資料9  | 風しんの第5期の定期接種予診票     |
| 付属資料10 | 定期接種の対象となる予定の風しん抗体価 |
|        |                     |

※適宜改訂された場合は最新版に差し替えてホームページに公開。

※その他、必要な事項は随時改正を予定。

## 前書き 風しんの追加的対策について

### はじめに

- 今般、厚生労働省においては、以下に記載するとおり、風しんの追加的対策を行うこととした。
- これまでの風しん対策は、乳幼児及び妊娠を希望する女性等を中心に行ってきたところであるが、今般の追加的対策の対象者の多くは働く世代の男性であり、これまでにはなかった新たな取り組みを行う必要がある。
- これに伴い、地方自治体に新たな事務負担が発生することになることから、追加的対策に係る地方自治体の実務が円滑に進むための一助となるよう本手引きを作成した。

### 風しんの追加的対策の趣旨及び内容

- 風しんは、発熱及び発しんを主な症状とし、飛沫感染により人から人へ感染し、感染力が強い疾病である。妊娠中の女性が風しんに感染すると、子どもに眼や耳等の障害を含む先天性風しん症候群（CRS）が生じる可能性があり、一度風しんがまん延すると、その影響を受けて先天性風しん症候群の発生も増加する傾向が見られる。したがって、予防接種法（昭和23年法律第68号）において、風しんは、「人から人に伝染することによるその発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病」としてA類疾病に位置付けられており、同法第2条第4項の定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象疾病になっている。
- 風しんに係る定期接種の対象者については、風しんの発生及びまん延の予防のためには全世代で集団免疫の獲得を達成する必要があるとの考え方にに基づき、乳幼児期である①生後12月から生後24月に至るまでの間にある者、②5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるものと定められており、現行の制度においては、公的な予防接種を受ける機会が2回設けられている。
- 一方、風しんに係る公的な予防接種が開始されたのは昭和52年であるが、当面の間、将来妊婦になる可能性のある思春期女子にあらかじめ免疫をつけ、先天性風しん症候群の発症を防ぐとの考え方にに基づき、女子中学生を対象に接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日（1962年4月2日から1979年4月1日。以下同じ。）の間に生まれた男性を中心に、風しんの抗体を持たない者が一定数存在している状況が続いている。
- 2018年7月以降、特に関東地方において風しんの患者数が増加しており、患者の中心は30代から50代の男性である。このうち、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間

に生まれた男性は、これまでの制度の変遷上風しんに係る公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、抗体保有率(出典:国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年)を見ても、女性及び他の世代の男性(乳幼児を除く。)が約90%であるのに対し、当該世代の男性は約80%と低くなっている。

- また、2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、様々な国から多くの訪日客の増加が見込まれているが、このような一定期間に限られた地域に同一目的で集合した多人数の集団(マスギャザリング)においては、人の往来が活発化し、国内で流行している感染症の感染が当該期間中に拡大するおそれがあることが懸念されることから、早急に今後の風しんの発生及びまん延を予防するための対策が必要になっている。
- このような状況に鑑み、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風しんに係る定期接種の対象とし、公的な予防接種を1回受ける機会を設けることとした。今後の風しんの発生及びまん延を予防するためには、可及的速やかに当該世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があることから、平成34年3月31日までの時限措置として定期接種を行うこととする。
- なお、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性においては、既に約80%の者が風しんに対する抗体を保有していることから、ワクチンを効率的に活用するため、当該世代の男性にまず風しんの抗体検査を受けていただき、当該検査の結果、抗体価が低いことが判明した者に対して定期接種を行うこととする。
- 風しんの抗体検査に当たっては、対象者の多くが働く世代の男性であることから、
  - ・ 市町村(東京都特別区を含む。以下「市区町村」という。)が保険者となって運営する国民健康保険の被保険者等に対しては、特定健康診査の機会を活用
  - ・ 事業所に使用される者に対しては、事業所において定期に実施する健康診断の機会を活用して、可能な限り受検の機会を増やせるよう、関係団体と連携して利便性の向上を図ることとする。

## 風しんの追加的対策の目標

- 実施に当たっての目標は、以下の通りとする。
  - ① 2020年7月までに、対象世代の男性の抗体保有率を85%以上に引き上げる。
  - ② 2021年度末までに、対象世代の男性の抗体保有率を90%以上に引き上げる。
- なお、目標達成のためには、①2020年7月までに抗体検査約480万人・定期接種約100万人、②2021年度末までに抗体検査約920万人・定期接種約190万人に実施する計算となる。

## 風しんに関する追加的対策

### 追加的対策の目標

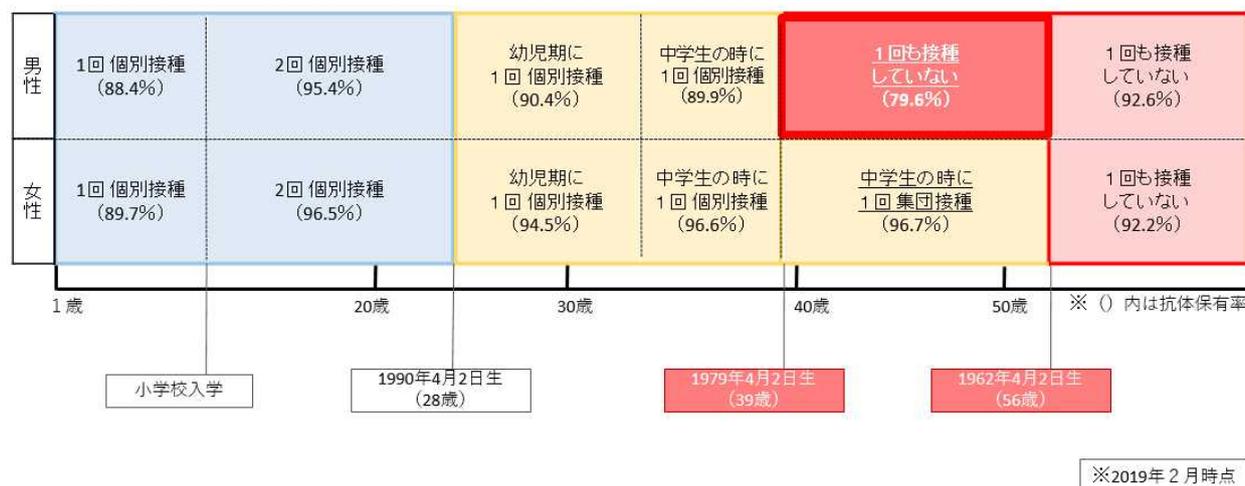
- 【対象】 **昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性**
- 【目標】 (1) **2020年7月までに**、対象世代の男性の**抗体保有率を85%**に引き上げる  
 (2) **2021年度末までに**、対象世代の男性の**抗体保有率を90%**に引き上げる

### 追加的対策のポイント

特に抗体保有率が低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対し、

- ① **予防接種法に基づく定期接種**の対象とし、3年間、**全国で原則無料**で定期接種を実施
- ② ワクチンの効率的な活用のため、まずは**抗体検査**を受けていただくこととし、**補正予算等**により、**全国で原則無料**で実施
- ③ **事業所健診の機会に抗体検査**を受けられるようにすることや、**夜間・休日**の抗体検査・予防接種の実施に向け、**体制を整備**

## 年代別で見る風しんの予防接種制度の変遷



【出典】国立感染症研究所「年齢/年齢群別の風疹抗体保有状況」2013-2017年をもとに算出(10歳以下のみ2017年のデータで計算)

## 風しんの追加的対策の見直し

- 厚生労働省においては、適宜、風しんの抗体保有率及び患者発生数並びに事業の進捗等に係る調査を行い、追加的対策の対象者の範囲等について必要に応じ見直しを検討する。

(QA のリンクを掲載予定)

# 第1章. 風しんの抗体検査について

## 概要

本章においては、今般の風しんの追加的対策における風しん抗体検査の対象者、クーポン券（後述）等について基本的な説明を行う。今般の追加的対策においては、前書きに記載のとおり市区町村が風しん対策の一環として、一定の対象者に抗体検査を行うこととなる。

### 1-1 対象者

予防接種法施行令（昭和23年政令第97号）附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」が、今回の追加的対策における風しんの定期接種（以下「風しんの第5期の定期接種」という。）の対象者である。

そのうち、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第16条の規定による読替え後の同規則第2条第5の2号の規定により、「風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」は定期接種の対象から除かれることになるため、まずは「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」に風しんの抗体検査を実施する必要がある。

つまり、風しんの抗体検査の対象者は「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」となるが、風しんの抗体検査については、平成26年4月以降に既に特定感染症検査等事業を開始しているため、当該事業及びその他の取組み等により、過去（平成26年4月以降）に風しん抗体検査を実施した結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明している者は、今回改めて風しんの抗体検査を行う必要はないこととする。

なお、「十分な量の風しんの抗体がある」かどうかの考え方（抗体価の基準）については、以下表のとおり。

## 定期接種の対象となる予定の風しん抗体価

| 測定キット名（製造販売元）                                  | 検査方法                  | 抗体価（単位等）               |
|--|-----------------------|------------------------|
| 風疹ウイルスHI試薬「生研」<br>（デンカ生研株式会社）                  | 赤血球凝集抑制法<br>（HI法）     | 8倍以下（希釈倍率）             |
| R-HI「生研」<br>（デンカ生研株式会社）                        | 赤血球凝集抑制法<br>（HI法）     | 8倍以下（希釈倍率）             |
| ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG<br>（デンカ生研株式会社）             | 酵素免疫法<br>（EIA法）       | 6.0未満（EIA価）            |
| エンザイグノストB風疹/IgG<br>（シーメンスヘルスケア・ダイアグノスティクス株式会社） | 酵素免疫法<br>（EIA法）       | 1.5未満<br>（国際単位(IU)/ml） |
| バイダスアッセイキットRUB IgG<br>（シスメックス・ビオメリュー株式会社）      | 蛍光酵素免疫法<br>（ELFA法）    | 2.5未満<br>（国際単位(IU)/ml） |
| ランピアラテックスRUBELLA<br>（極東製薬工業株式会社）               | ラテックス免疫比濁法<br>（LTI法）  | 1.5未満<br>（国際単位(IU)/ml） |
| アクセスルベラIgG<br>（ベックマン・コールター株式会社）                | 化学発光酵素免疫法<br>（CLEIA法） | 2.0未満<br>（国際単位(IU)/ml） |
| i-アッセイCL風疹IgG<br>（株式会社保健科学西日本）                 | 化学発光酵素免疫法<br>（CLEIA法） | 1.1未満（抗体価）             |
| BioPlex MMRV IgG<br>（バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）      | 蛍光免疫測定法<br>（FIA法）     | 1.5未満<br>（抗体価 AI*）     |
| BioPlex ToRC IgG<br>（バイオ・ラッド ラボラトリーズ株式会社）      | 蛍光免疫測定法<br>（FIA法）     | 1.5未満<br>（国際単位(IU)/ml） |

\* 製造企業が独自に調整した抗体価単位

（今後キットの追加の可能性あり）

## 風しん追加的対策の実施方法について

### 【実施方法】

- ① 抗体検査の受検目標の達成に計画的に取り組むため、**3か年計画で、段階的に行う。**

※ 事業開始当初に受検希望者が集中した場合、短期的な供給不足が生じ、医療機関や対象者に混乱が生じる懸念がある。

- ② **1年目(～2020年3月)は、まずは昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ(約646万人)の男性に対して、市区町村からクーポン券を送付する。**

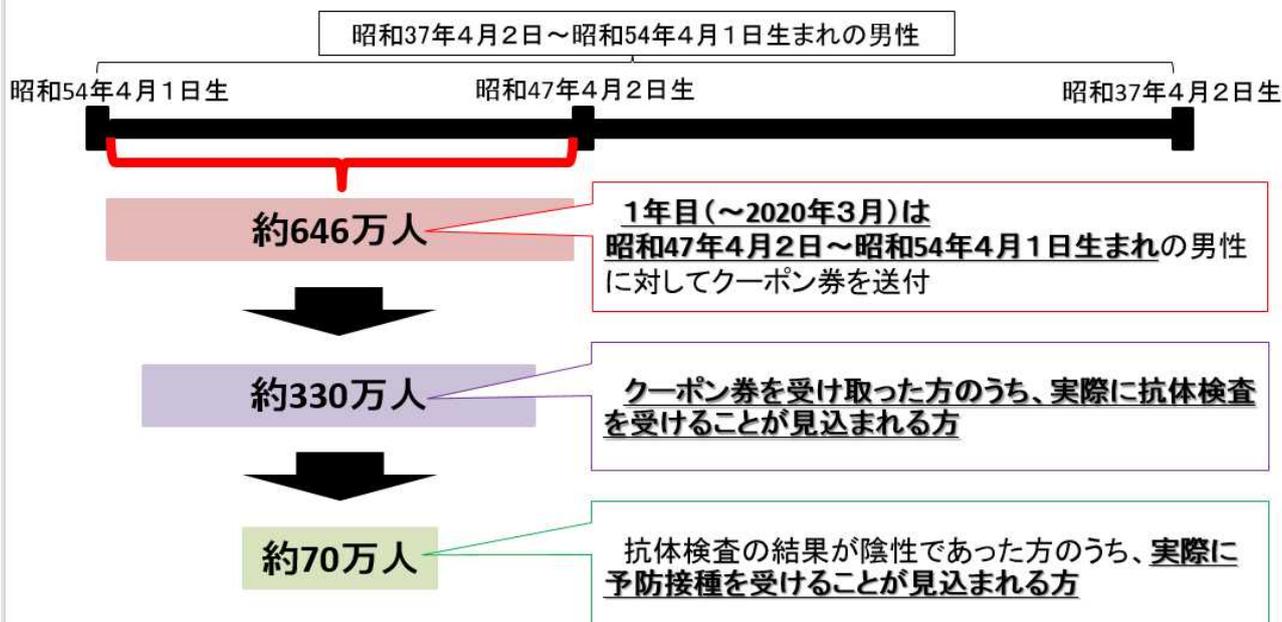
(参考)対象世代の選定の考え方

追加的対策の対象で、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの中でも、若い年齢の方ほど患者数が多く、特に昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれ(約646万人)の男性の患者数が**対象世代の患者数の半数以上を占める。**

- ③ なお、1年目に市区町村からクーポン券を送付しない**昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの男性についても**、市区町村に希望すれば、クーポン券を発行し**抗体検査を受検できる**こととする。

## 風しん追加的対策の実施方法について

### 【初年度(2019年度)における取組】



2020年4月以降に更に対策を進めることにより、2020年7月までに抗体保有率85%の目標達成を目指す。

以下のとおり、1-1-1及び1-1-2で整理したクーポン券を発行する対象者のリストに追加・削除等を行い、当該年度の受診予定者リストを確定し、クーポン券の発行とともに抗体検査及び定期接種の受診案内の送付を行う。

### 1-1-1 事業開始当初のクーポン券発行対象者の確定

当事業の対象者は、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性であるが、医療機関の混乱等を避けるため、2019年4月の事業開始当初においては、市区町村は、管区在住の昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を、当事業の案内を行う対象者として段階的に実施する。

2019年4月に事業を実施できるよう2月末日の時点で後述するクーポン券を発行する対象者数を確定した上で、できる限り3月中にクーポン券を送付することができるよう順次準備を行う。

なお、年度当初は異動時期に当たるため、4月末日時点で管区に転入してきた当事業の対象者の数を特定し、その段階においてできる限り速やかにクーポン券を送付すること。

また、段階的措置でクーポン券の発行を行う対象者（昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性）から外れる当事業の対象者（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性）が自らクーポン券の発行を希望する場合においては、市区町村は希望者にクーポン券の発行を行うこと。

### 1-1-2 2020年度以降のクーポン券発行対象者の確定

2020年4月以降の当事業の実施においても、1-1-1で示したように、4月から事業を実施できるよう2月末日の時点で後述するクーポン券を発行する対象者の数（※）を確定した上で3月中にクーポン券を発行することができるよう順次準備を行う。なお、クーポン券の発行に当たっては、風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の記録等を確認し、既に抗体検査を受検した者については発行の対象から除外した上で、対象者の数を確定すること。

※ 2020年4月以降にクーポン券を発行する対象者については、事業の進捗等を鑑みて、追ってお示しする。

## 1-2 実施内容

全ての対象者が受検する風しん抗体検査の検査法は以下の通り（※）である。

- ・ 赤血球凝集抑制法（H I法）
- ・ 酵素免疫法（E I A法）
- ・ ラテックス免疫比濁法（L T I法）
- ・ 蛍光酵素免疫法（E L F A法）
- ・ 化学発光酵素免疫法（C L E I A法）
- ・ 蛍光免疫測定法（F I A法）

※ 検査法は今後追加になる可能性がある。

また、風しんの定期接種の対象となる抗体価はH I法で8倍以下（8倍未満及び8倍以上16倍未満）であり、その他の検査法で相当する抗体価の値は、使用可能な検査キットの一覧については、1-1対象者に記載の表を参照のこと。

## 第2章. 予防接種法第5条第1項の規定に基づく風し んの第5期の定期接種

### 概要

本章においては、予防接種法第5条第1項の規定に基づき、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対して市区町村が実施する風しんの第5期の定期接種について、基本的な説明を行う。

### 2-1 対象者

予防接種法施行令附則第3項の規定による読替え後の同令第1条の3第1項の表風しんの項第3号の「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性」のうち、「風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者」が今回の追加的対策における風しんの第5期の定期接種の対象者である。このため、予防接種を受ける際には抗体検査の結果がわかる資料を提出することが必要であることを対象者へ周知を行うこと。

なお、「十分な量の風しんの抗体がある」かどうかの考え方(抗体価の基準)については、1-1対象者の項に記載しているため参照すること。

また、予防接種不相当者及び予防接種要注意者については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」(平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知)の別添「定期接種実施要領」(以下「定期接種実施要領」という。)によること。

### 2-2 実施方法

本手引きに規定している事項を除き、定期接種実施要領によること。

## 第3章. 集合契約による実施体制の整備

### 概要

今回の追加的対策の対象者は働く世代の男性であることから、居住地以外でも風しんの抗体検査や定期接種を受けられるように実施体制を整備する必要がある。本章においては、風しんの抗体検査及び定期接種の実施体制を整備するため、市区町村が締結すべき集合契約について説明を行う。なお、本章の記載は、全都道府県及び市区町村における独自の契約を妨げるものではない。

### 3-1 集合契約の締結方法について

#### 3-1-1 集合契約の条件について

単に市区町村が医療機関及び健診機関（以下「実施機関」という。）との間で集合契約を締結しようとする、市区町村によって委託者と受託者の役割及び責任の分担、また、紛争解決のためのルール等、契約条件が異なることが想定され、地域によって様々な条件の契約が混在することになり、複雑化してしまう。

このため、追加的対策においては、本手引きにより全国統一の契約書のフォーマット（条項と内容）を示す。これにより、契約条件（支払条件、役割分担、責任分担や紛争解決ルール等）を全国共通化・標準化し、契約関係者の事務の煩雑さを解消する。

ただし、予防接種の契約単価については、市区町村の実情に応じて関係機関と調整の上、市区町村ごとに設定することとする。

#### 3-1-2 集合契約のパターン

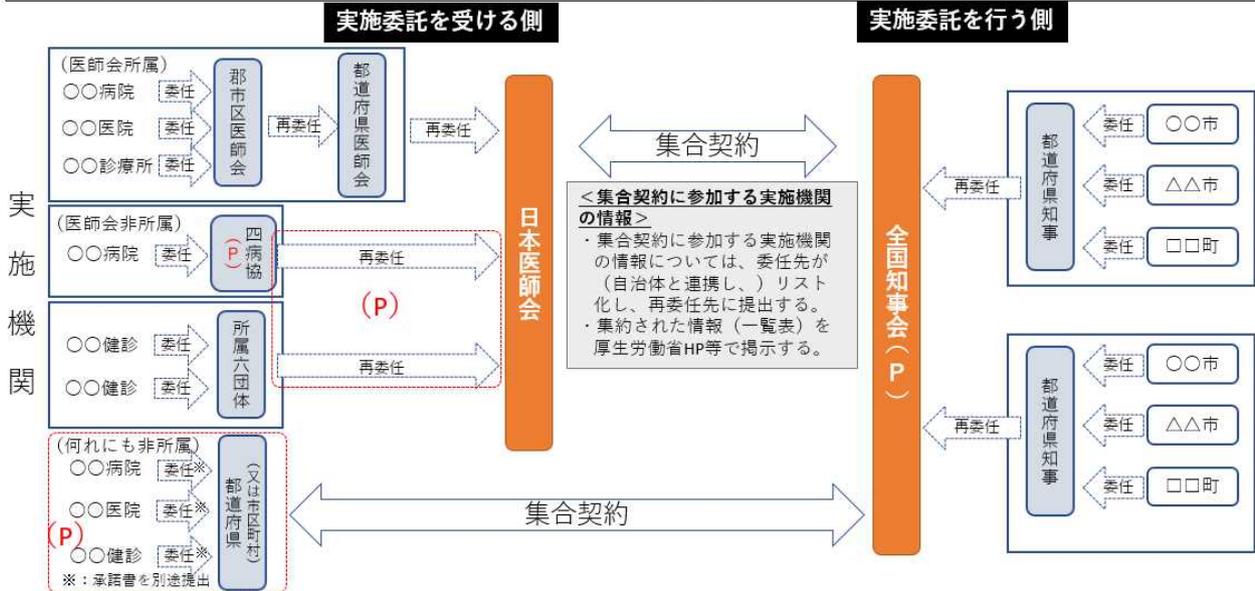
集合契約は、市区町村と実施機関との間で締結するものである。契約主体及び事業概要については以下の通り。

## 抗体検査・予防接種の実施に関する集合契約イメージ(案)

未定稿

(※2019年2月1日現在、調整中)

- 抗体検査/予防接種の実施の委託について、市区町村は各都道府県に委任し、各都道府県は全国知事会に再委任する。
- 抗体検査/予防接種の実施の受託について、実施機関は郡市区医師会等の所属団体に契約締結について委任し、各団体は日本医師会(P)に再委任する。
- 契約の締結について委任を受けた全国知事会(P)と日本医師会(P)が集合契約を行う。
- 何れの団体にも所属しない機関で集合契約に参加を希望するものは、都道府県(又は市区町村)に契約締結について委任し、委任を受けた各都道府県と全国知事会が集合契約を行う。

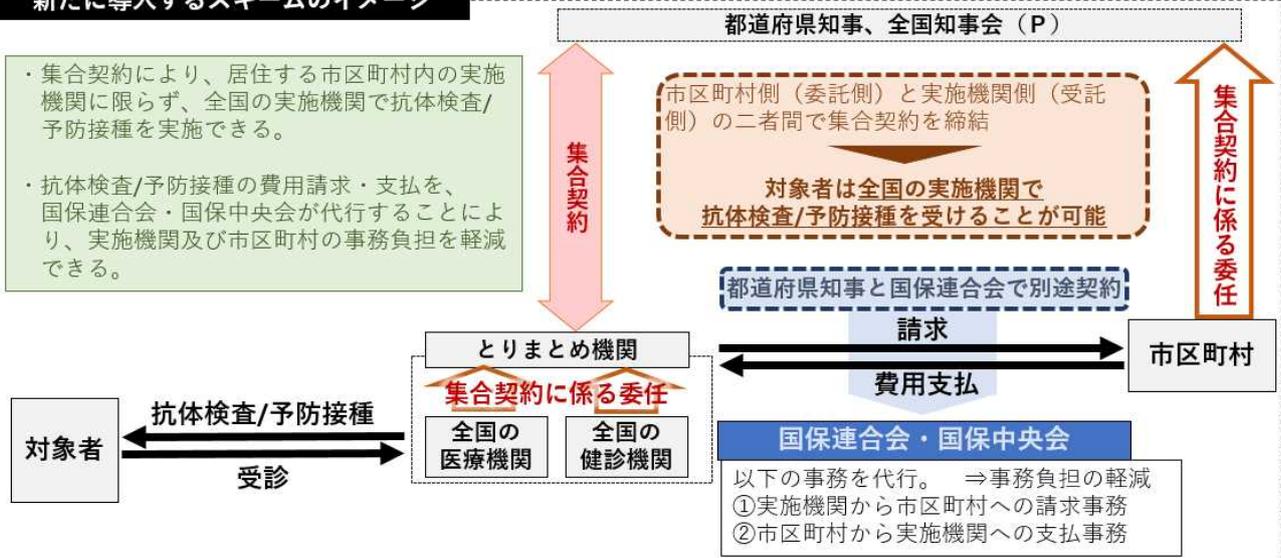


## 居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備(案)

以下のスキームを導入することにより、居住地以外でも抗体検査/予防接種を受けられる体制整備する。

- ①集合契約により、全国の市区町村が全国の実施機関に対し、抗体検査/予防接種の実施を委託する契約を締結。
- ②抗体検査/予防接種の費用請求・支払については、国保連合会・国保中央会が代行することにより、実施機関、全国の市区町村の事務負担を軽減。

### 新たに導入するスキームのイメージ



### 3-2 市区町村から見た集合契約の相手方について(※2019年2月1日現在、調整中)

全国の市区町村の集合契約の相手方は、全国の実施機関であるが、実施機関から委任を受けたとりまとめ団体が契約の代理人となる。

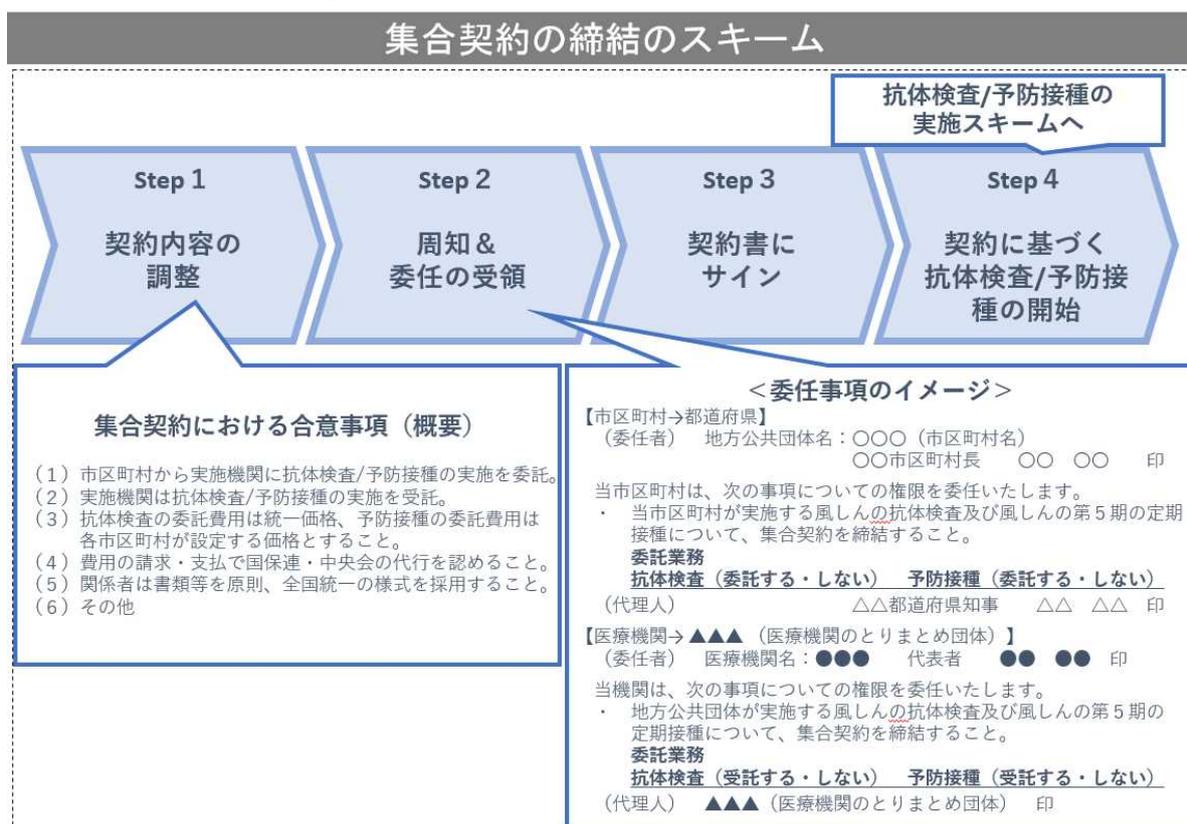
※ 契約の代理人としては、日本医師会、日本人間ドック学会/日本病院会、財団法人結核予防会、社団法人全国労働衛生団体連合会、財団法人予防医学事業中央会、全日本病院協会及び日本総合検診医学会等が想定される(※2019年2月1日現在、調整中)。

### 3-3 集合契約の締結に向けた手順(※2019年2月1日現在、調整中)

集合契約の成立に向けた事務の具体的な流れは、以下のとおり。

- (1) 各市区町村から、都道府県に委任状を提出する。
- (2) 各都道府県から、全国知事会に対して、各市区町村から委任された事項についての再委任を行う。
- (3) 全国知事会は、市区町村の代理人として、実施機関の代理人としての〇〇(上記3-2 ※書きのとりまとめ団体を想定)との間で契約を締結する。

概念図は以下のとおり。



### 3-4 集合契約の締結に必要な注意点

全国的に統一した集合契約では、3-2 に掲げる実施機関のとりまとめ団体との契約書をセットする。

契約事務の処理に当たっては、できる限り省力化に努め、事務量や経費の効率化を図った上で、役割分担等を進める。特に委任状のとりまとめ等においては、各都道府県及び全国知事会の協力を得て行う(※2019年2月1日現在、調整中)。

## 3-5 契約内容について

### 3-5-1 集合契約に用いる契約書

集合契約では、決済等の事務の処理方法が複雑化することを避けるため、契約書（条項と内容）は原則として全国統一とし、定期接種の契約単価の部分のみ各市区町村が別に定める額とする。

市区町村は、集合契約のとりまとめ団体（〇〇）に対して、集合契約において委託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行い、実施機関は、集合契約のとりまとめ団体（△△）に対して、受託する事務の範囲と契約の締結に関する委任を行うことで、〇〇及び△△がそれぞれ市区町村及び実施機関の代理人として契約を締結する（※2019年2月1日現在、調整中）。

契約書には、基本条項部分に加え、委託元市区町村一覧表の例、実施機関一覧表の例、請求総括表の様式、個人情報取扱注意事項、風しん抗体検査の単価表（※2019年2月1日現在、調整中）、委任状の例（市区町村用、実施機関用）、風しん抗体検査受診票、風しんの第5期の定期接種予診票等が含まれる。

### 3-5-2 契約単価の設定

風しん抗体検査については、検査の提供の場や時間帯、検査の種類等により単価が異なる。具体的な単価については調整中であり、追って示す（※2019年2月1日現在、調整中）。

予防接種の契約単価については、各市区町村において関係者との調整の上で設定されており、今般の追加対策においても同様の対応とする。

### 3-5-3 個人情報の保護

風しん抗体検査の結果は個人情報であることから、委託すべき機関の適格性として、個人情報を厳重に管理できることが必要である。

市区町村においては、個人情報保護条例が定められており、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を委託契約書に定める必要がある。

### 3-5-4 スケジュール（※2019年2月1日現在、調整中）

集合契約においては、契約書の仮セット（委託元及び委託先のリスト確定、契約内容・追加等の確定等）は実施年度の前年度に完了させておく。実施年度に入れば、調印事務に着手し、短期間で完了させる。年度末までの1年間を基本的な契約期間とできるよう、契約書上での契約締結日は4月1日付けとする。集合契約の成立に向けた、参加市区町村からの委任状は、前年度の契約書の仮セットまでには取りまとめておく。

なお、次年度の集合契約の実施内容等については、前年度の12月を目途に契約とりまとめを行う〇〇及び〇〇をはじめとする関係機関で協議の上、方針を定めておくものとする。

## 第4章. 具体的な運用の流れについて

### 概要

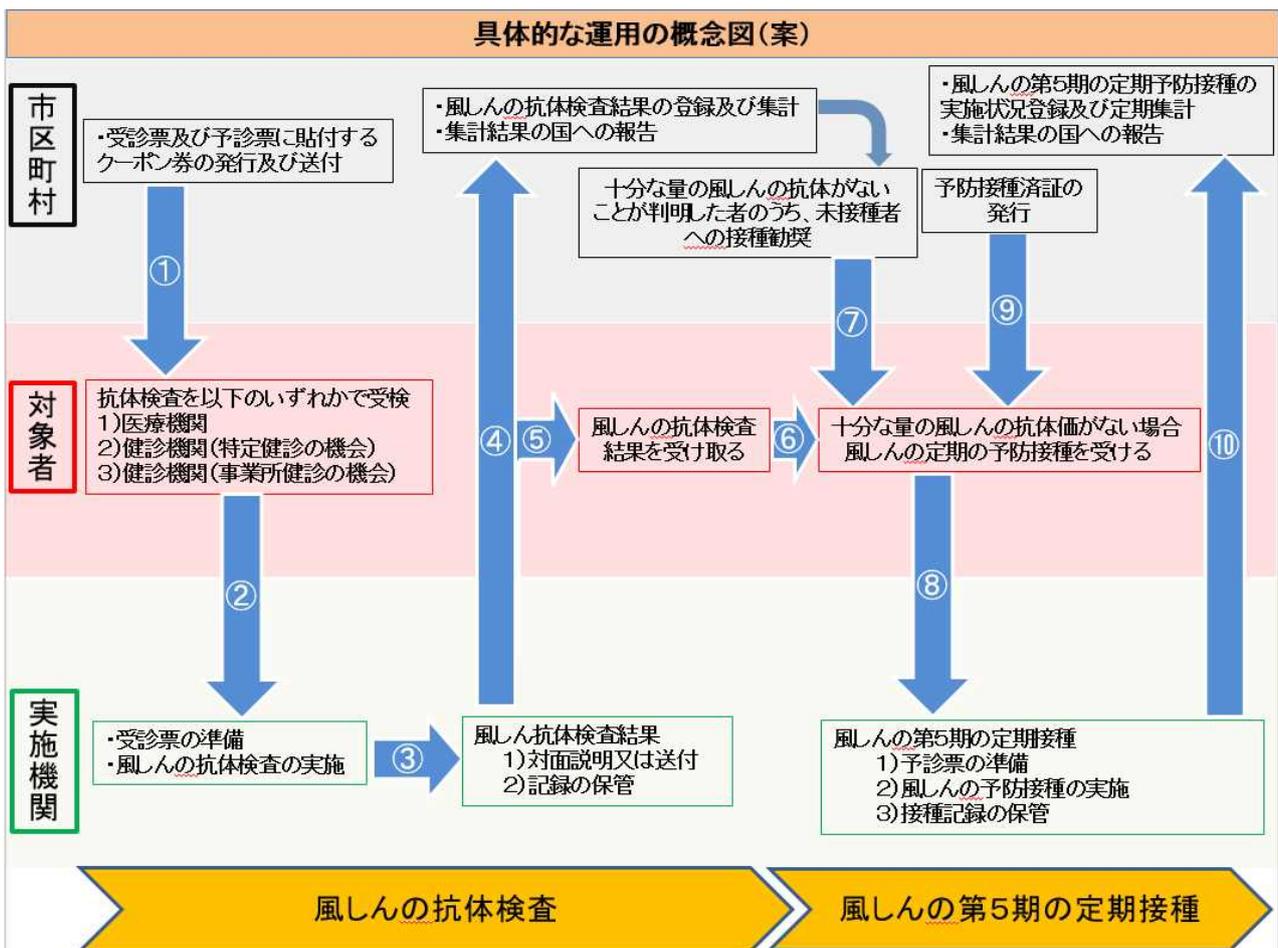
本章においては、全国的な集合契約締結後における風しんの抗体検査及び定期の予防接種の具体的な運用の流れと運用に当たって注意が必要な事項について記載する。

大まかな流れは、

(全国的な集合契約の締結後)

- (1) 市区町村における風しんの抗体検査のクーポン券(4-1)及び風しんの第5期の定期接種のクーポン券(4-2)を作成する
- (2) 風しんの抗体検査のクーポン券及び定期の予防接種のクーポン券を対象者に送付する
- (3) 対象者が実施機関で風しんの抗体検査を受検する(4-3)
- (4) 実施機関から対象者に風しんの抗体検査の結果を報告する(4-4)
- (5) 風しんの抗体検査の結果が陰性の場合、実施機関において風しんの第5期の定期接種を受ける(4-5)
- (6) 市区町村及び実施機関の間で代行機関を介して請求支払事務を行う(4-6)

概念図は以下のとおり。



## 4-1 風しんの抗体検査で使用するクーポン券及び受診票について

### 4-1-1 定義

風しんの抗体検査を、集合契約により実施する場合に、業務を受託した実施機関が、受付窓口において、対象者であることを確認し、併せて今般の集合契約の事務処理上必要となる情報に基づき正確に受託業務を遂行するため、市区町村が検査結果の把握や支払いに必要な情報を印字し発行する用紙を「クーポン券」という。また、クーポン券を貼付し、その他必要な事項を記入する用紙を「受診票」という。

クーポン券は、市区町村が風しんの抗体検査の対象者のものを発行し、風しんの抗体検査の受検案内と共に対象者に送付、対象者が実施機関に持参する。

実施機関において受診資格の確認に用いることができるよう、券面に必要な情報を印字する。

一方、受診票については、原則として実施機関において印刷の上で準備を行い、対象者が持参したクーポン券を貼付することを想定している。なお、市区町村からクーポン券の送付と同時に対象者に送付することとしても差し支えない。

### 4-1-2 クーポン券及び受診票の主な役割・目的

クーポン券は、実施機関において、受診者が訪れた際に当該受診者が本事業の対象者であるか否かの判別に用いる。実施機関においては、原則としてクーポン券と本人確認書類（例：運転免許証、被保険者証等の現住所を確認できるもの）の両方を照合・確認することとする。有効なクーポン券であると確認した後、クーポン券を受診票に貼付する。

### 4-1-3 クーポン券及び受診票の様式

市区町村は、対象者1名ごとに受診票に貼付するためのクーポン券を作成する。

このクーポン券は、あらかじめ市区町村から対象者に送付され、送付を受けた対象者が風しんの抗体検査を受検するために実施機関に持参する。

クーポン券及び受診票は、基本的には全国統一の標準的な様式を用いること。これは、集合契約の参加市区町村が自由な大きさや様式で発行した場合、実施機関の窓口での券面等の確認の業務が煩雑になり、確認ミス等が生じるためである。

様式の統一により、代行機関は券面の決まった箇所を素早くチェックすることが可能となるため、紙の仕様などを定める。詳細は別紙のとおり。（※2019年2月1日現在、調整中）

なお、受診票の複写の考え方については、予め実施機関において用意された受診票（1枚）に必要な記載事項を記載し、その上で3枚（本人控え、実施機関控え、市区町村控え）を複写機等で複写しクーポン券を貼付する方法が想定される。（※2019年2月1日現在、調整中）

クーポン券の記載事項は、基本的に以下のとおりとし、実施機関における風しんの抗体検査の受付時に実施機関が対象者からクーポン券を預かり、受診票の貼付欄に貼付する。

|                        |   |
|------------------------|---|
| 市区町村コード                | ● 市区町村コード(6桁)を記載する。   |
| 発券番号                   | ● 各市区町村内で一意となる任意の10桁の番号を付与する。   |
| 券種                     | ● 抗体検査に用いる券に「1」、予診のみに用いる券に「2」、予防接種に用いる券に「3」をそれぞれ付番する。   |
| OCRコード                 | ● 市区町村コード(6桁)、発券番号(10桁)、券種(1桁)を連続して記載した17桁の数列を所定の位置に付与する。   |
| バーコード等を印刷したい場合<br>(任意) | ● 表面に表示されている事項について、裏面の右下に、共通仕様(付属資料「受診券バーコード収録項目」)に基づき生成・印刷すること。<br>● 上記項目と併せて「このバーコードは、券面の情報の入力ミスを防ぎ、事務の効率化・迅速化を図るためのものです(券面の表示に関わりない情報はコード化されていません)」等の注意書きを添えること。 |

クーポン券及び受診票の全国統一の標準的な様式を以下に示す。

| 2019/〇/〇発行        | 医療機関提出用   | 国保連提出用  | ご本人控え  |
|-------------------|---|---|--|
| 抗体検査              | 券種 抗体検査券 1<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(医療機関提出用) | 券種 抗体検査券 1<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(国保連提出用)  | 券種 抗体検査券 1<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(ご本人控え)  |
|                   | 12345678901234567   |   |  |
|                   | 予防接種<br>予診のみ  | 券種 予防接種予診券 2<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>接種費用 2,000円(自己負担を除く)<br>自己負担額 0円<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(医療機関提出用) | 券種 予防接種予診券 2<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>接種費用 2,000円(自己負担を除く)<br>自己負担額 0円<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(国保連提出用) |
| 12345678901234567 |   |   |  |
| 予防接種              |   | 券種 予防接種券 3<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>接種費用 10,000円(自己負担を除く)<br>自己負担額 0円<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(医療機関提出用)  | 券種 予防接種券 3<br>請求先 〇〇県〇〇市 123456<br>接種費用 10,000円(自己負担を除く)<br>自己負担額 0円<br>発券No 0123456789<br>氏名 一二三四五六七八九一二三四五六七八九十<br>(国保連提出用)  |
|                   | 12345678901234567   |   |  |
|                   | 12345678901234567   |   |  |



#### ※留意点：個別契約における抗体検査受診票について

本手引きによる集合契約以外にも市区町村と医療機関等との個別契約により抗体検査を実施する場合も想定される。その場合は、本事業の統一的な取扱いとは区別して対応を行う必要がある。

このことから、実施機関の窓口での混乱を避けるため、個別契約により抗体検査を実施する市区町村は、全国統一の標準的な様式による集合契約の受診票と混同されないよう、受診票を発券せず受診案内の送付にとどめるか、受診票を発券する場合は集合契約の受診票と全く異なることが判別できる（例えば、大きさやレイアウト、券の色を変え、個別契約用という券面表示とする等）よう配慮すること。

### 4-1-4 クーポン券の発券時期・有効期限

今般の風しんの追加的対策においては、対象者が市区町村の居住地外の市区町村の実施機関において風しんの抗体検査を受けることができるようになるのは、集合契約に基づくクーポン券が対象者に届いて以降となる。

その上で、発券時期及び有効期限の考え方については以下のとおり。

#### (1) 発券時期

##### ① 2019年4月以降の取扱いについて

初年度（2019年度）においては、まず昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性に対し、クーポン券を発行する。

風しん流行に対する緊急的措置であることを鑑み、前年度にあたる2019年2月末日に、住民基本台帳からのデータ抽出を行い、できる限り3月中を目標にクーポン券を送付するものとする。なお、クーポン券の発行に当たっては、風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の記録等を確認し、既に抗体検査を受検した者については発行の対象から除外した上で、対象者の数を確定すること。

また、当初からクーポン券の発行を行う対象者（昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性）から外れる本事業の対象者（昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性）が自らクーポン券の発行を希望する場合には、市区町村は速やかに希望者にクーポン券の発行を行うこと。

##### ② 2020年度以降の取扱いについて

事業の進捗等を踏まえ、クーポン券を発行する対象者の年齢等を示す（※）。印刷等のコストを考えた場合、クーポン券は、対象者分を一括で印刷することが効率的と考えられる。

また年度変わりの、4月1日前後は市区町村間の住民異動が多いことから、前年度中に印刷対象者リストを設定するのではなく、年度が替わってから設定するといった対応も想定される。

なお、転入者の扱いについては、転入先の市区町村においてクーポン券を発行し、転入前の市区町村で発行されたクーポン券は対象者本人に破棄いただくこと。

※ 2020年4月以降にクーポン券を発行する対象者については、事業の進捗等を鑑みて、追ってお示しする。

## (2) 有効期限

集合契約に基づき年度を単位とするため、クーポン券の有効期限については当該年度内に設定するものとする。

この場合、クーポン券は、毎年度発行することとし、前年度にクーポン券が発行されたものの、風しんの抗体検査を受けていない者のクーポン券についても改めて発行することとなる(既に検査を受検した又は予防接種を受けた者にはクーポン券を発行しない)。

また、有効期限は原則として当該年度末が想定されるが、当該年度に実施された風しん抗体検査については、当該年度の予算で実施機関に支払が完了するよう有効期限を当該年度末ではなく、多少早めに設定するなどの対応も差し支えない。

なお、有効期限については、クーポンの一部に記載するよう別途様式を示している。

## 4-1-5 対象者への送付

市区町村が対象者の住所を把握し、予め発行したクーポン券を対象者宛てに受診の案内資料等とともに郵送する。

## 4-1-6 実施機関窓口での取扱い

実施機関は、実施機関の窓口に来た対象者のクーポン券を確認する。その際、原則として本人確認書類を提示させ、内容を確認すること。

また、対象者の住所地についても明示的に確認する。その際、受診票に貼付するクーポン券に記載された住所地の市区町村名と、対象者が受診票に記入した対象者の住民票がある(住民登録されている)市区町村名が異なることが判明した場合、実施機関は、現在住民票の置かれている市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がある旨を対象者に説明する。

## 4-1-7 クーポン券・受診票の情報管理・登録

### (1) クーポン券に係る情報管理

市区町村は、対象者又は実施機関等において滞留、紛失・廃棄等による未使用のクーポン券や、失効したクーポン券等、発券・送付後の状況を管理するため、発券・送付時に誰に、どのような(内容・有効期限等)券を発券・送付したかを管理しておく必要がある。

そのため、少なくとも、クーポン券の発番・利用状況、資格喪失による失効番号については、管理しておく必要がある。

一方で、実施機関においては、対象者の診療録とともにクーポン券が貼付された受診票の原本(実施機関用)を保管するものとする。その取扱いについては、診療記録に準ずるものとする。

保管期限については、原則としては5年を下回ることはないよう配慮願いたい。

### (2) クーポン券が貼付された受診票の情報管理・登録

全国的な集合契約では、実施機関における風しん抗体検査後、各都道府県の国民健康

保険団体連合会（以下「国保連」という。）を通じて市区町村にクーポン券が貼付された受診票が送付されることとなり、市区町村においてクーポン券が貼付された受診票の情報（風しんの抗体検査結果を含む）の登録を行うこととなる（国保連において、この情報の登録作業は生じない）。

市区町村においては、このクーポン券が貼付された受診票の情報に基づいて、風しんの第5期の定期接種の対象者の抽出を行うこととなる。

## 4-2 風しんの第5期の定期接種の予診票等について

### 4-2-1 定義

実施機関において、接種前に問診、検温、視診、聴診等の診察を行うために必要な用紙である。

### 4-2-2 クーポン券及び予診票の主な役割・目的

市区町村は、対象者ごとに予診票に貼付するためのクーポン券を作成する。

このクーポン券は、あらかじめ市区町村から対象者に送付され、送付を受けた対象者が風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないと認められた場合に、定期接種を受けるために実施機関に持参する。

予診票は、実施機関において、接種前に問診、検温、視診、聴診等の診察を行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者に該当するか否かを調べるために用いる。

### 4-2-3 クーポン券及び予診票の様式

市区町村は、対象者1名ごとに受診票に貼付するためのクーポン券を作成する。

このクーポン券は、あらかじめ市区町村から対象者に送付され、送付を受けた対象者が風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないと認められた場合に、風しんの第5期の定期接種を受けるために実施機関に持参する。

クーポン券及び予診票は、基本的には全国統一の標準的な様式を用いること。これは、集合契約の参加市区町村が自由な大きさや様式で発行した場合、実施機関の窓口での券面等の確認の業務が煩雑になり、確認ミス等が生じるためである。

様式の統一により、代行機関は券面の決まった箇所を素早くチェックすることが可能となるため、紙の仕様などを定める。詳細は別紙のとおり。

なお、予診票の複写の考え方については、予め実施機関において用意された予診票（1枚）に対象者が必要な記載事項を記載し、その上で3枚（本人控え、実施機関控え、市区町村控え）を複写機等で複写しクーポン券を貼付する方法が想定される。（※2019年2月1日現在、調整中）

実施機関における風しんの第5期の定期接種の受付時に、実施機関が対象者からクーポン券を預かり、予診票の貼付欄に貼付する。クーポン券の記載事項は、4-1-3のとおりとし、予診票は、以下に示す全国統一の様式を用いることとする。



## 4-2-4 発券時期・有効期限（共通）

4-1-4 参照

## 4-2-5 対象者への送付

市区町村は、クーポン券を発行し対象者に送付する。なお、2019年度においては、昭和47年（1972年）4月2日から昭和54年（1979年）4月1日の間に生まれた男性を対象にクーポン券を送付する。4-1-4 参照

## 4-2-6 実施機関窓口での取扱い

実施機関の窓口においてクーポン券、抗体検査の結果及び本人確認書類の提示を求める等の方法により、定期接種の対象者であることを慎重に確認する。

また、対象者の住所地についても明示的に確認すること。その際、予診票に貼付するクーポン券に記載された住所地の市区町村名と、対象者が予診票に記入した対象者の住民票がある（住民登録されている）市区町村名が異なることが判明した場合、実施機関においては、現在住民票の置かれている市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がある旨を対象者に説明する。

## 4-2-7 クーポン券・予診票の情報管理・登録（共通）

4-1-7 を参照

## 4-3 風しんの抗体検査の機会（場）について

今般の風しんの抗体検査においては、全国的な集合契約の締結によって様々な場での検査の実施が可能となっている。

具体的には、

- ① 医療機関における抗体検査（4-3-1）
- ② 特定健診の機会を活用した風しんの抗体検査（4-3-2）
- ③ 事業所健診の機会を活用した風しんの抗体検査（4-3-3）

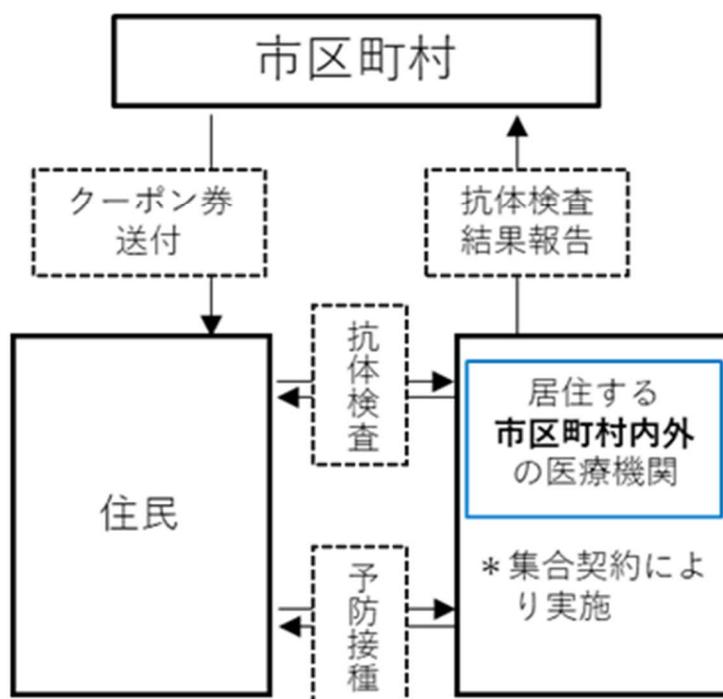
の実施が可能な体制となっている。

### 4-3-1 医療機関における抗体検査

医療機関は、風しんの抗体検査の受検希望者が持参する市区町村が発行したクーポン券の内容を確認して、予め医療機関に用意されている受診票に対象者が必要事項を記入の上、抗体検査を実施する。その後、風しんの抗体検査の結果が分かり次第、受診票に風しんの抗体検査結果を記入して、受診票を本人控え用、市区町村保管用、実施機関保管用に複写の上で対象者が持参したクーポン券（3枚つづり）をそれぞれ複写した受診票に貼付する。

そのうち、抗体検査の結果が記載された本人用の受診票を受検者に対面又は郵送にて返却する。

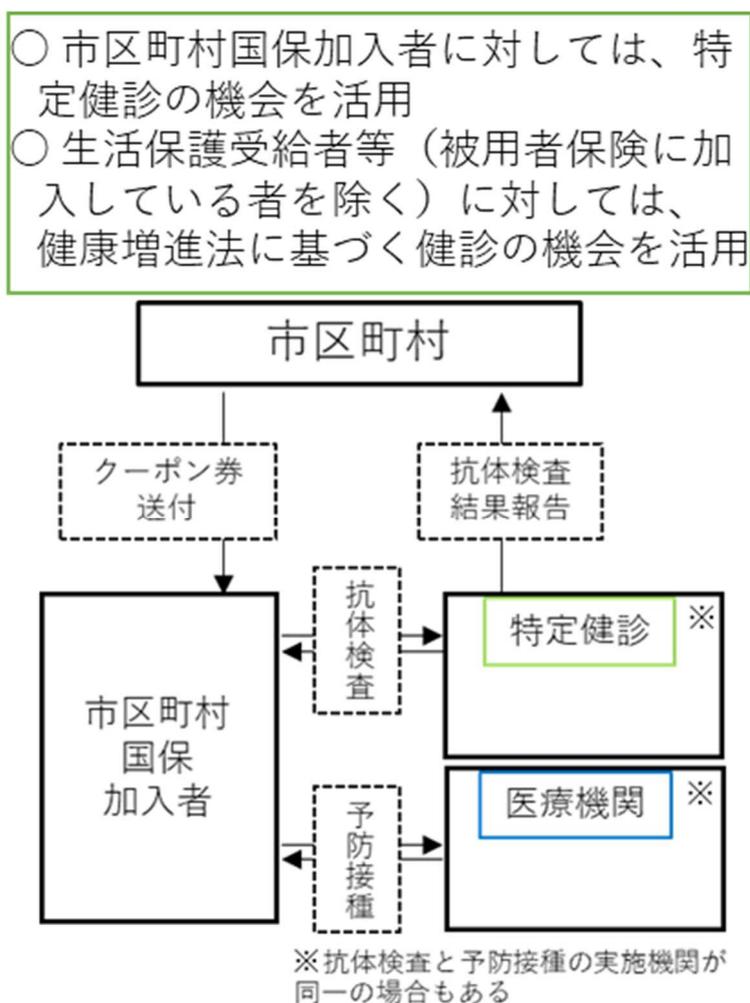
○ 居住する市区町村内外の  
医療機関(※)において  
抗体検査・予防接種を実施  
※ 集合契約を結んだ医療機関



#### 4-3-2 特定健診の機会を活用した抗体検査

市区町村は、特定健診の対象者宛てに特定健診の案内とともに受診票を受検対象者に予め発出する。その際、特定健診の会場にはクーポン券を持参するように併せて周知を行い、対象者がクーポン券を忘れないよう留意する。

実施機関は、受検希望者が持参するクーポン券及び受診票の記載事項を確認して抗体検査を実施し、風しんの抗体検査の結果が分かり次第、受診票に風しんの抗体検査結果を記入して、受診票を本人控え用、市区町村保管用、実施機関保管用に複写の上で対象者が持参したクーポン券(3枚つづり)をそれぞれ複写した受診票に貼付する。特定健診の結果とともに、風しんの抗体検査結果が記載された本人用の受診票を受検者に返却する。その結果を市区町村控え用の受診票とともに実施機関所在地の代行機関を通じて市区町村に報告する。

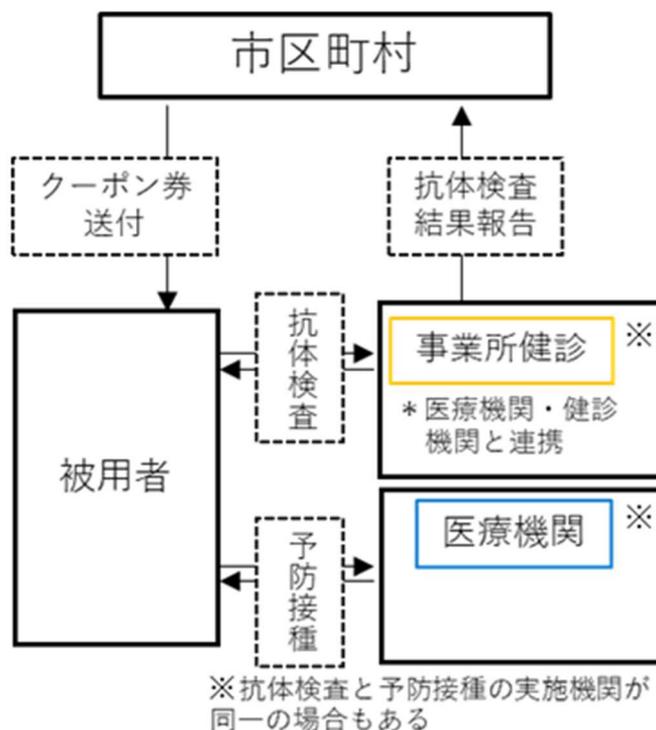


### 4-3-3 事業所健診の機会を活用した抗体検査

事業者は、被用者が市区町村発行の受診票を持参すれば、事業所健診の機会に、併せて抗体検査の受検が可能となるよう、あらかじめ全国的な集合契約を締結している実施機関に事業所健診を委託する等の調整をした上で、その旨を被用者に対して周知する。

実施機関は、受検希望者（被用者）が持参する受診票を確認して、抗体検査を実施し、事業所健診の結果とともに、風しんの抗体検査結果を記入した受診票を受検者に返却する。また、その結果を実施機関所在地の代行機関を通じて市区町村に報告する。

○ 被用者に対しては、事業所健診等の機会を活用

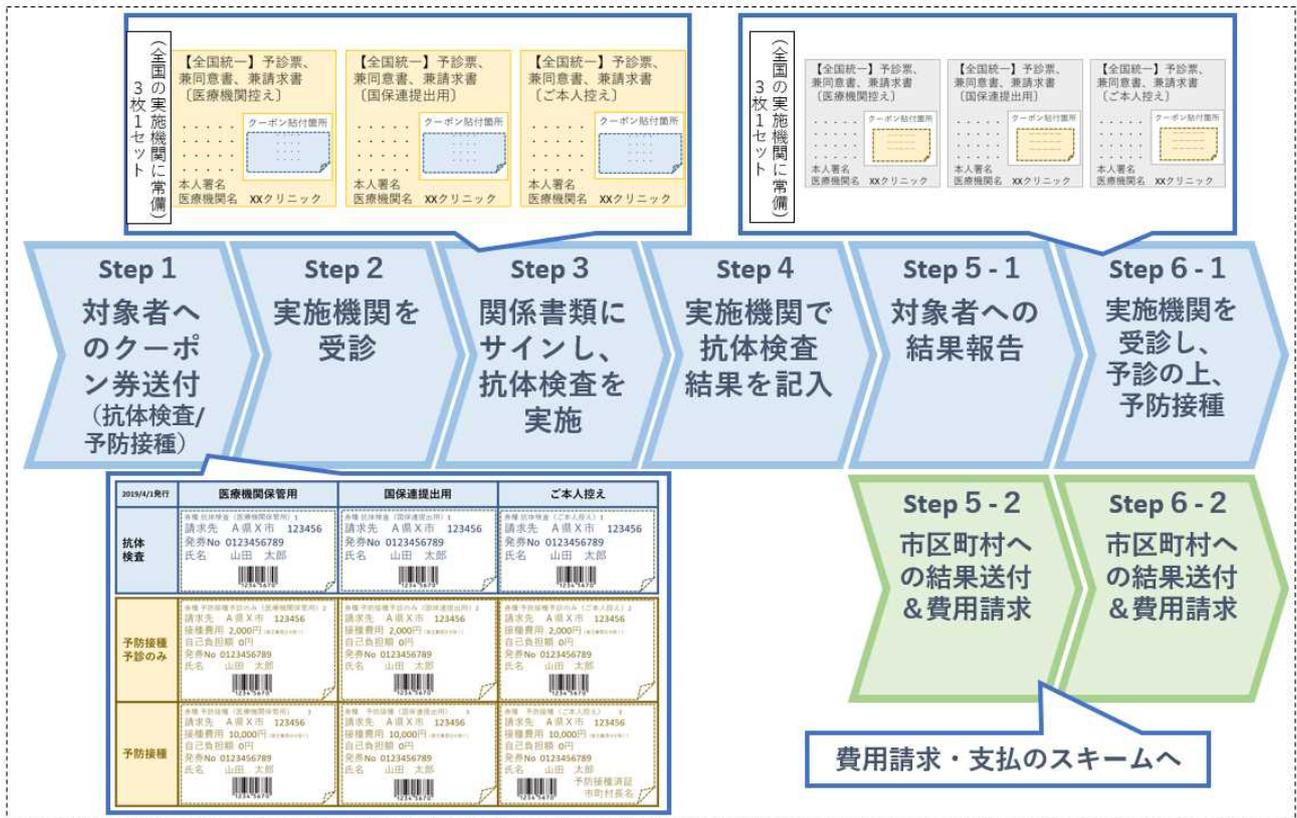


#### 4-4 実施機関から対象者への結果の通知等について

風しん抗体検査の結果を受診者に知らせ、自分自身の風しんの免疫保有の状況を理解してもらう必要があり、具体的には、実施機関が、風しんの抗体検査の実施から結果の通知までを含めて受託し、実施することとなる。

風しん抗体検査の結果は、受診票とともに、実施機関から本人へ直接通知される（下図参照）。

## 抗体検査/予防接種の実施スキーム



### 4-4-1 実施機関から通知する内容について

実施機関は、対象者の風しん抗体検査の結果に係る下記の事項について、受診票に記載した上で返却する。

- ・ 風しん抗体検査法及び抗体価
- ・ 風しんの第5期の定期接種の対象となるか否かの判定結果
- ・ 検査実施日及び検査結果判定日
- ・ 実施機関名、実施機関所在地、担当医師名 (※検査実施者と検査結果判定者が異なる場合は双方とも記載)

なお、風しんの第5期の定期接種の対象となるか否かの判定基準については、付属資料○を参照のこと。

### 4-4-2 実施機関から結果を通知する方法について

前述の通り、対面又は郵送での通知が考えられる。通常、医療機関を受診して風しん抗体検査を受けた場合は、対面での返却が想定されるが、特定健診や事業所健診の結果の通知が郵送でなされる場合においては、その結果の通知と同時に風しん抗体検査の結果について郵送で通知するという対応があり得る。

### 4-4-3 結果を通知する際の留意点について

医師から直接伝達する場合は、受診者が自分自身の風しんの免疫保有の状況を理解する貴重な機会である。結果通知表をただ渡すだけでなく、検査値の解説や対象者個々人のリスク等を説明し、抗体価が基準に満たない者には後述の風しんの第5期の定期接種を受けることの重要性を説明することが望ましい。

郵送で伝達する場合も直接伝達と同様、抗体価が基準に満たない者が風しんの第5期の定期接種を受けることの重要性を認識できるよう配慮する必要がある。このため、結果の通知にあわせ、厚生労働省が作成した啓発資材等を活用するなど、予防接種の要否の情報や、予防接種を受けるにあたって必要な情報を盛り込むことが望ましい。

## 4-5 風しんの第5期の定期接種の実施について

今般の風しんの第5期の定期接種においては、実施主体である市区町村が、風しんの第5期の定期接種に協力する実施機関と全国的な集合契約の締結によって、接種希望者が居住している市区町村以外での実施機関で定期接種の実施が可能となる。

### 4-5-1 医療機関等における予防接種

風しんの第5期の定期接種に協力する実施機関においては、接種当日にクーポン券、抗体検査の結果及び本人確認書類の提示を求める等の方法により、定期接種の対象者であることを確認する。

接種医は、抗体検査の結果により接種対象者であることを確認するとともに、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するため、予診票に記載されている質問事項に対する回答に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、接種を行う。

また、対象者の住所地についても明示的に確認する。その際、予診票に貼付するクーポン券に記載された住所地の市区町村名と、対象者が予診票に記入した対象者の住民票がある(住民登録されている)市区町村名が異なることが判明した場合、実施期間においては、現在住民票の置かれている市区町村からクーポン券の再発行を受ける必要がある旨を対象者に説明する。

なお、予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こり得る副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、定期接種の対象者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うことができる。

### 4-5-2 定期接種実施要領

その他、風しんの第5期の定期接種の実施に当たっては、定期接種実施要領によること。

## 4-6 請求・決済事務について

### 4-6-1 請求・決済事務の概要

今般の風しんの追加的対策においては、

- ・ 限られた期間で効率的に全国統一の集合契約の仕組みを構築する必要があること
- ・ すべての市区町村と既存の支払い請求・決済に関するシステム構築がされていること
- ・ 既に同様の先行事例があり、導入に要するシステム等の準備や費用が比較的短期間で整うことが期待されること

等の理由から代行機関は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び各都道府県の国民健康保険連合会（以下「国保連合会」という。）を選定することとしている。

全国的な集合契約における請求・決済事務の大まかな流れは以下のとおり。

- (1) 実施機関において実施した風しんの抗体検査又は風しんの第5期の予防接種について、市区町村毎の小計を記入した請求総括表（以下「請求総括表（小計）」という。）及び当該実施機関の総計を記入した請求総括表（以下「請求総括表（総計）」という。）を作成し、クーポン券が貼付された受診票又は予診票とともに国保連合会に送付する
- (2) 国保連合会において、実施機関から届いた、クーポン券が貼付された受診票又は予診票並びに請求総括表（小計）及び請求総括表（総計）との齟齬がないことを確認し、クーポン券の発行元市区町村毎に振り分け、請求書とともに各市区町村へ送付する
- (3) 市区町村において、国保連合会からの請求書及びクーポン券が貼付された受診票又は予診票を確認し、国保連合会への支払を（請求書の内容に従い）実施する
- (4) 国保連合会において、実施機関への支払を実施する

概念図は以下のとおり。

## 費用請求・支払のスキーム



### 4-6-2 請求・決済の頻度 (※2019年2月1日現在、調整中)

集合契約においては、統一的・定型的な事務処理ルールとして、実施機関から市区町村に対するクーポン券が貼付された受診票又は予診票の送付による結果の通知と、費用の請求は、常に一体的に行うこととする(請求の付随しない、クーポン券が貼付された受診票又は予診票の送付は行わないものとする)。

具体的には、毎月、実施機関から当該実施機関が所在する国保連に対して、請求総括表とクーポン券が貼付された受診票又は予診票を送付する日(月1回)、国保連1回)、国保連から市区町村にクーポン券が貼付された受診票又は予診票を送付する日(月1回)等を定めており、実施機関及び市区町村はこの共通ルールに沿って事務を処理する。

なお、各都道府県の国保連合会が、都道府県間の請求支払の調整を行うに当たっては、その調整及び精算等の事務を国保中央会が行う。

## 4-7 (参考) 対象者から見た実施方法 (例)

### 4-7-1 医療機関において風しんの抗体検査を受検する場合

風しん抗体検査の対象者は、市区町村発行のクーポン券を受け取る。受検に際しては、居住する市区町村と契約している実施機関を受診し、クーポン券を提出する。実施機関からクーポン券の確認を受けた後に、予め実施機関に用意されている受診票に、必要な事項を記入する。過去に風しんの抗体検査を受け、陽性であった記録がある、又は過去に検査で証明された風しんのり患歴がある者は、抗体検査の対象とならない。基準以上の抗体価

を保有していない者（検査結果の記録がない者を含む）かつ過去に風しんの定期接種を受けたことがない者に対して、医師の判断で、抗体検査を実施する。

風しんの抗体検査を受けた者には、実施機関からクーポン券が貼付された受診票（本人用）が対面又は郵送で返却される。抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者は、定期接種の対象となるため、対面で結果を返却される場合は、その場で、クーポン券を用いた定期接種を実施することが可能となり得る。郵送で返却された場合や、対面で返却されたもののワクチンの準備がない等の理由によりその場で定期接種を実施できなかった場合については、改めて、クーポン券を持参の上、居住する市区町村と契約している実施機関（市区町村から予め周知を行っておく想定）を受診して定期接種を受けることを検討する必要がある。

また、受診券が貼付された予診票（本人用）は、定期接種の予防接種済証として取扱うため被接種者は各自保管する必要がある。

※ クーポン券が貼付された予診票（本人用）を、予防接種済証として取扱うこととする。

## 4-7-2 特定健診において風しんの抗体検査を受検する場合

受検希望者は、市区町村発行のクーポン券を持参の上、居住する市区町村と契約している特定健診の実施機関を受診し、クーポン券を提出する。受診した特定健診の実施機関からクーポン券の確認を受けた後に、予め実施機関に用意されている受診票に、必要な事項を記入する。過去に風しんの抗体検査を受け、陽性であった記録がある、又は過去に検査で証明された風しんのり患歴がある者は、抗体検査の対象とならない。基準以上の抗体価を保有していない者（検査結果の記録がない者を含む）かつ過去に風しんの予防接種を受けたことがない者に対して、医師の判断で、抗体検査を実施する。

基準以上の抗体価を保有していない者（検査結果の記録がない者を含む）かつ過去に風しんの予防接種を受けたことがない者に対して、医師の判断で、抗体検査を実施する。

抗体検査を受けた者には、特定健診の実施機関からクーポン券が貼付された受診票（本人用）が他の項目の結果とともに郵送で返却される。抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者は、定期接種の対象となるため、クーポン券を持参の上、定期接種実施機関を受診して定期接種を受けることを検討する。

なお、抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者のうち第5期の定期接種の未接種者については、市区町村から改めて風しんの第5期の定期接種の勧奨がなされる。

また、クーポン券が貼付された予診票（本人用）は、風しんの第5期の定期接種の予防接種済証として取扱うため予防接種の実施記録（予防接種済証※）は、被接種者は各自保管する必要がある。

なお、市町村国保の保険者等が実施する健診の機会を利用する場合には、その請求支払事務は集合契約によらない場合があることから、その利用者に対して検査の手順等について明確に示す必要がある。

## 4-7-3 事業所健診において風しんの抗体検査を受検する場合

風しん抗体検査受検希望者は、事業者が行う健診のオプションとして、抗体検査の受検

が可能な旨の周知を受けて、市区町村発行の受診票を実施機関に持参する。受診した事業所健診の実施機関から受診票確認を受けた後に、問診票(受診票の標準様式において記載)を記入する。過去に風しんの抗体検査を受け、陽性であった記録がある、又は過去に検査で証明された風しんのり患歴がある者は、抗体検査の対象とならない。基準以上の抗体価を保有していない者(検査結果の記録がない者を含む)かつ過去に風しんの予防接種を受けたことがない者に対して、医師の判断で、抗体検査を実施する。

抗体検査を受けた者には、検査実施後、他の健診項目の結果とともに、検査結果を記入した受診票が返却される。

抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者は、風しんの第5期の定期接種の対象となるため、受診券を持参の上、定期接種実施機関を受診して風しんの第5期の定期接種を受けることを検討する。

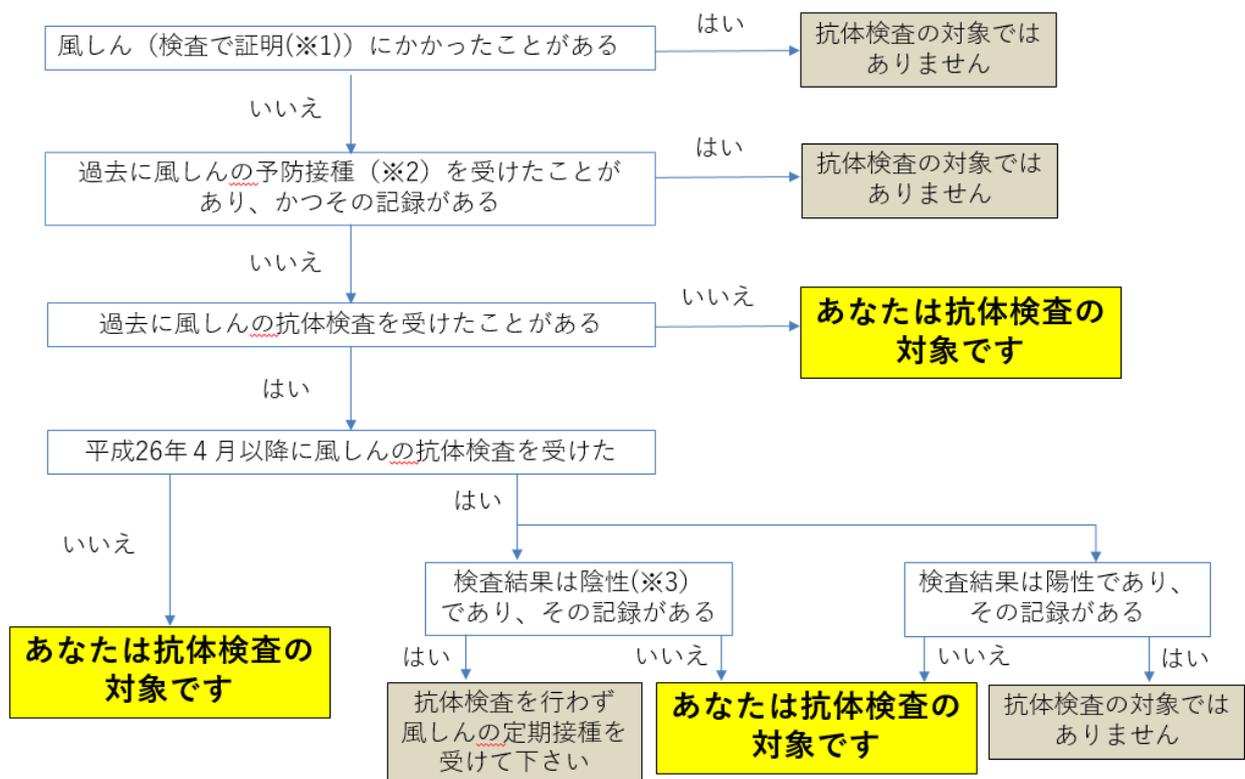
なお、抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体がないことが判明した者のうち未接種者については抗体検査の結果、抗体価が不十分な者については、市区町村から改めて風しんの第5期の定期接種の勧奨がなされる。

また、クーポン券が貼付された予診票(本人用)は、風しんの第5期の定期接種の予防接種済証として取扱うため予防接種の実施記録(予防接種済証※)は、被接種者は各自保管する必要がある。

※ クーポン券が貼付された予診票(本人用)を、予防接種済証として取扱うこととする。

### 風しんの抗体検査のクーポン券が送付されてきた皆様へ(案)

以下のフローに従い、あなたがこの度の抗体検査の対象者かどうかをご確認ください。



※1. ウイルス遺伝子検査(PCR法)による風しんウイルス遺伝子の検出、ウイルス分離・同定による風しんウイルスの検出、風しん抗体の検出(IgM抗体の検出、ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意な上昇)

- ※2. 風しんの予防接種とは、風しんワクチン、麻しん・風しん混合ワクチン（MR）、麻しん・風しん・おたふくかぜワクチン（MMR）のいずれかをいう。
- ※3. 抗体検査結果が陰性であるとは、「定期接種の対象となる予定の風しん抗体価」を満たすものをいう。

## 第5章. 風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期 の定期接種の実施状況の把握

### 概要

本章においては、風しんの抗体検査の結果や第5期の予防接種の実施状況に関する基本的な情報の流れを記載する。

### 5-1 市区町村への風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期 の定期接種の実施状況の提供

#### 5-1-1 基本的な手順

風しんの抗体検査の結果又は第5期の予防接種の実施状況については、以下の手順で、実施機関から市区町村に提供される。

- ① 実施機関において、クーポン券が貼付された「市区町村用」の受診票又は予診票に検査結果等を記載し、費用の請求の手続きと同時に、国保連へ送付する。
- ② 国保連は、送付された受診票又は予診票に貼付されたクーポン券を発行した市区町村へ、費用の請求の手続きと同時に、検査結果等の記載された受診票又は予診票を送付する。
- ③ 各市区町村が、検査結果等の記載された受診票又は予診票を受理する。

#### 5-1-2 その他の手順

「市区町村用」の受診票に記載する検査結果は、今回の取組における検査の他にも、以下の検査結果を参照して転記することができる。

- ① 平成26年4月以降に都道府県等において実施された風しんの抗体検査
- ② 平成26年4月以降に医療機関において実施された風しんの抗体検査

なお、①②のいずれにおいても、実施機関等の発行した、検査結果の記載された書類がある場合のみ有効とする。

対象者が、クーポン券とともに検査結果の記載された書類を持参した場合、実施機関は受診票にその検査結果を転記した上でクーポン券を貼付し、当該書類を添付し国保連へ送付する（以降5-1-1②③と同様の対応を行う）。

#### 5-1-3 市区町村間の検査結果の提供

原則として、市区町村間での風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の実施状況の授受は行わない。ただし、本人の同意が明示的に得られている場合は、その限りでない。

## 5-2 風しんの抗体検査の結果及び風しんの第5期の定期接種の 実施状況に関する情報の保管・活用

### 5-2-1 情報の適切な保管

#### ① 情報の重要性

市区町村は、風しん抗体検査の結果や風しんの第5期の定期接種の実施状況について、実施機関からの請求とともに受領する。その実施状況には、重要度の高い個人情報が集積しており、個人情報保護の観点から極めて慎重な取扱いが求められる。

#### ② 個人情報保護条例等の遵守

市区町村における個人情報の取扱いに関しては、各市区町村において個人情報保護条例が定められている。

市区町村は、各市区町村の個人情報保護条例を踏まえ、役員・職員の義務について、再度これらの者に周知を図る。また、風しん抗体検査及び定期の予防接種の実施に当たっては、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理する。

#### ③ 個人情報保護規定の精査・見直し

風しん抗体検査の結果や風しんの第5期の定期接種の実施状況は、さまざまな関係者と受領・提供（提出）等がなされるため、漏洩・流出が起こりうることから、個人情報保護法の規定を踏まえ、各市区町村において定められている個人情報保護に関する規定類を精査し、必要に応じて適切な見直しを図ることが重要である。

市区町村が他の関係者（市区町村、事業者や個人、情報管理・分析の委託先、国等）へ提供する場合、それぞれの相手先別に、誰が、相手先の誰までに、どの項目・範囲まで、どのような利用目的に限り提供するのか、提供に当たっての関係者の承諾の有無や守秘義務契約等の有無等、整理・明確化し、関係者間で遵守する。

### 5-2-2 保管年限と保管後の取扱い

風しんの抗体検査の結果は、風しんの第5期の定期接種の対象者の確認や、今般の風しんの追加的対策の効果の検証等に用いられることを踏まえ、個人別・経年別等に整理・保管し、風しんの第5期の定期接種の記録とともに保管する必要がある。

他方、このように本人の健康管理等の観点からはできる限り長期に保管することが望ましいが、厳格な管理が必要な情報の長期保管は、市区町村にとって大きな負担となることから、全ての市区町村に一律に長期保管を義務付けることは難しい。

また、これらの情報は本人に帰属するものであり、本人が生涯にわたって自己の健康管理のために保管すべきものであり、市区町村への保管義務は主として風しんの追加的対策に活用する範囲の年数に限られるべきである。なお、定期接種に関する記録については、予防接種施行令第6条の2に基づき、予防接種を行ったときから5年間は保管しなければならないとされている。

① 保管年限

市区町村が5年以上の長期に保管することは可能であるが、市区町村に一律に保管が義務付けられる保管期限については、他の制度の保管年限も参考にし、5年とする。また、他の市区町村に異動する等の場合は、市区町村間での照会等に対応するため、異動年度の翌年度末まで保管する。

② 保管後の取扱い

風しん抗体検査の結果及び第5期の予防接種の実施状況は、各市区町村が5年以上で定めた年数の間保管された後、適切な手順で消去・廃棄を行う。また、本人が資格を喪失し別の市区町村に異動する場合は、バックアップの意味合いから翌年度末までは保管し、その後消去・廃棄する。

### 5-3 風しんの追加的対策の効果を検証するための実績報告の内容及び報告時期について

国は、今般の風しんの追加的対策の効果を検証し、次年度実施事業に活用することを目的として、管内市区町村が実施主体となっている対象者（昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性）の抗体検査を受けた者の年代等に関する情報の報告を求めることとする（なお、当報告は特定感染症検査事業の報告書に替わるものではない）。

報告の方法については、都道府県が別紙様式により市区町村における抗体検査及び定期の予防接種の実施状況をとりまとめ、期限までにメールで国に報告すること。

(ア) 報告期限

(※内容調整中)

(イ) 報告内容

(※内容調整中)

(ウ) 報告先メールアドレス

[fushin@mhlw.go.jp](mailto:fushin@mhlw.go.jp)